

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2026

■ ■ ■
The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- February 2026 -

租税協定における事業所得の免税にかかると実務と留意点

■ はじめに

高度にグローバル化されたビジネス環境において、国境を越えた事業者との取引、いわゆるクロスボーダー取引が日常的に行われています。多くの多国籍企業が台湾において専門的サービスや技術を提供しており、台湾企業は重要な役割を果たしています。一方で、このようなビジネス活動の国際化に伴い、国境をまたぐ課税問題が顕在化し、企業が適切に対処すべき重要な課題となっています。

こうした背景のもと、台湾における各国との租税協定は、企業に対して二重課税のリスクを低減するだけでなく、税制優遇や節税スキームの活用を通じてビジネスのグローバル展開を促進する役割を担っています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、租税協定における事業所得の免税に関する規定について事例を用いて詳細に解説します。また、他の代表的な税制優遇との比較についても説明します。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 事業所得免税(租税協定)の概要と適用事例
- 免税申請にあたっての主要チェックポイント
- 事業所得免税の適用が認められない事例
- 台湾境外事業者への支払いに適用できる税制優遇の比較

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

租税協定における事業所得免税の実務と留意点



租税協定における事業所得免税はどのような場合に適用されるか

- 台湾境外の事業者への支払いの度に源泉税の源泉徴収を行う必要があり、その重いコスト負担に悩んでいませんか。
- グループ内でのサービス費用の支払いにもかかわらず、なぜ源泉税がこれほど高額なのかと疑問を感じたことはありませんか。
- 台湾境外の事業者に支払うサービス費用の源泉税を効果的に削減する方法がないか考えたことはありませんか。

台湾が他国と締結している租税協定における事業所得免税によって、会社にどのようなメリットがあるかについて、事例を用いて解説します。

事例説明

まず、税制優遇がどのように適用されるかを理解するために、いくつかの事例を紹介します。

事例1 - 国際分析サービス



- 台湾のA社は、日本のB社に業務プロセス最適化の分析サービスを依頼し、そのサービス対価は200万台湾元です。
- B社は担当者を台湾に派遣し、A社の全体的な事業運営計画、経営理念及び業務プロセスについて現地で分析を行い、現地での考察を踏まえて各分析状況を指標化するとともに、将来の事業運営に対して複数の改善提案を提供します。
- 契約により、当該サービスにより発生する源泉税は、A社がすべて負担することとされています。また、契約書には、A社が税制優遇の適用を申請する場合、B社はA社による当該税制優遇の申請に協力する旨が明記されています。

- 台湾は日本と租税協定を締結しているため、台湾と日本の租税協定「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」の第7条に規定される事業所得免税の適用を申請することが考えられます。
- 台湾のA社は、契約条項に基づき、日本のB社に対し、管轄の国税局への適用申請を求めることができます。事業所得免税の適用が承認された場合、源泉徴収時に支払うべき源泉税額40万台湾元(サービス対価200万台湾元 x 源泉税率20%)が免除されます。



留意点:

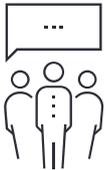
事例1では、日本のB社が台湾に担当者を派遣している点について、恒久的施設(Permanent Establishment)とみなされた場合は当該申請の承認可否に影響を及ぼす可能性があります。詳細は、後述の恒久的施設に関連する記載をご参照ください。

租税協定における事業所得免税の実務と留意点



租税協定における事業所得免税はどのような場合に適用されるか(続)

事例2 - グループ間支援サービス



- 多国籍企業グループが台湾で新たな製品を展開するにあたり、グループ内の日本のC社が、同グループ内の台湾のD社に対して事業立ち上げの支援を行い、市場開拓を支援するとともに、製品知識の提供、アフターサービスの指導、ならびに製品不具合時のトラブルシューティング等を行います。
- C社は上記のサービス支援について、D社の製品の売上高の合計額の65%に相当するサービス料を受け取ります。
- 当該新製品事業に関するD社の第1四半期の売上高は、2億台湾元です。

- 台湾は日本と租税協定を締結しているため、C社が受け取るサービス料について、日台租税協定「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」の第7条に規定される事業所得免税の適用を申請することが考えられます。
- ただし、C社とD社は同じグループの関係会社であるため、税務当局は審査過程において、当事者間の関係性、取引の実態、及び契約対価の性質について、より慎重に確認することになります。
- D社の第1四半期の売上高が2億台湾元であるため、契約に基づき受け取るサービス料は1.3億台湾元となります。事業所得免税の適用が承認された場合、源泉徴収時に支払うべき源泉税2,600万台湾元(サービス料1.3億 x 源泉税率20%)が免除されます。



留意点:

事例2では、日本のC社が受領するサービス料の算定料率が過度に高い場合は、その性質がロイヤリティ、またはグループ内の移転価格調整と認定されるリスクがあり、当該申請の承認可否に影響を及ぼす可能性があります。詳細は、後述の事業所得の申請が承認されない事例に関連する記載をご参照ください。

事業所得免税申請のための主要チェックポイント



1. 対象契約が、租税協定で規定される事業所得に該当しているか。
2. 契約内容及び取引の性質を確認し、一般的な不承認事由(例えば: 恒久的施設のリスク)に該当しないか。
3. 申請期限は、現行法令規定に準拠しているか。
4. 申請を提出する主管機関に誤りはないか。
5. 必要書類が関連規定に準拠しているか、また、申請許可の成功率の向上及び審査期間の短縮化に向けて、事前に準備可能な事項がないか。

租税協定における事業所得免税の実務と留意点



租税協定における事業所得免税はどのような場合に適用されるか(続)

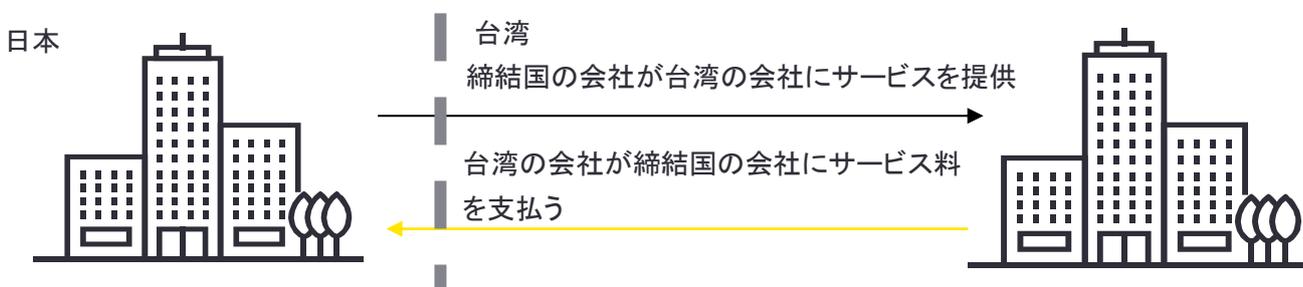
- 次に、前述の各ポイントに関連する規定について解説します。

「一方の地域の企業の利得に対しては、他方の地域内にある恒久的施設を通じて事業を行わない限り、当該一方の地域においてのみ租税を課することができる。」これは租税協定における事業所得に関する規定であり、以下、その趣旨及び用語の解釈について解説します。

事業所得免税に関する税制優遇の内容

- 前述の事例1について検討します。

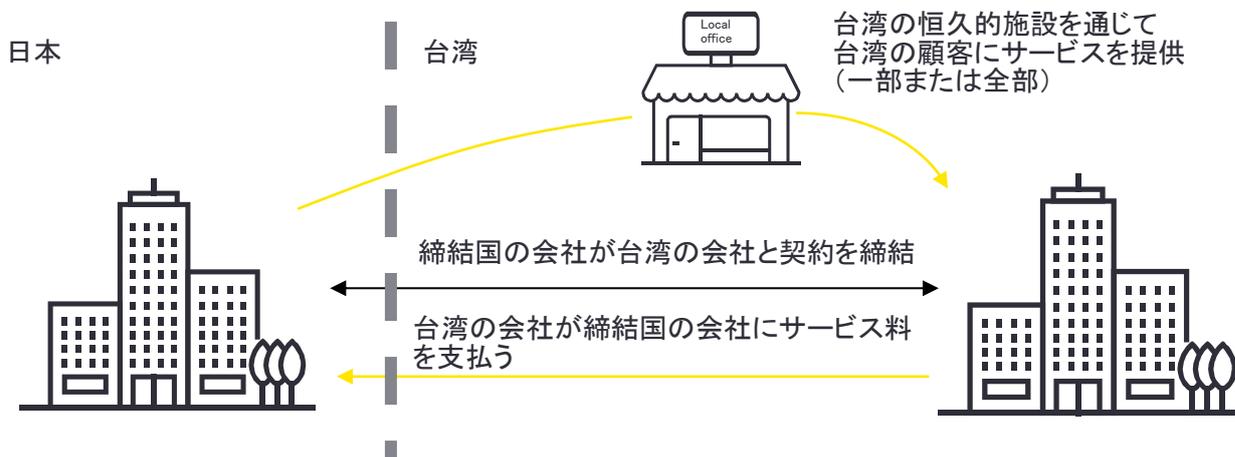
日本(一方の地域)の企業の利益は、台湾(他方の地域)内に恒久的施設を通じて事業を行う場合を除き、日本(当該一方の地域)においてのみ課税されます。



- 日本の企業は、租税協定に基づき、台湾における利益については日本においてのみ課税され、台湾には課税権が及ばないこととなります。したがって、事例1において租税協定に基づく事業所得免税の適用が承認された場合、日本のB社が受領するサービス料200万台湾元に係る課税権は日本に帰属し、台湾のA社は支払時の源泉徴収が不要となります。
- 留意すべき点として、租税協定の規定の中には、租税協定に基づく事業所得免税の適用申請において問題となりやすい「恒久的施設」について記載されています。

恒久的施設について(定義)

- 租税協定における恒久的施設とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っているものを言います。



租税協定における事業所得免税の実務と留意点



租税協定における事業所得免税はどのような場合に適用されるか(続)

恒久的施設について(種類)



固定営業場所

管理所、支店、代表者事務所、工場、作業場などが該当します。また、建築工事や据付工事等の工期またはこれらに関連する監督活動が6カ月を超える場合は恒久的施設とみなされます。



サービス提供に係る一定の人員

会社が使用人やその他の従業者を通じてサービスを提供しており、これらの人員が台湾でサービスに従事する期間が、契約期間内のいずれかの12カ月の間において合計で183日を超える場合、台湾での恒久的施設とみなされます。



留意点:

台湾が各国と締結している租税協定の内容は国ごとに異なり、固定営業場所の定義は一律ではありません。そのため、該当要否を判断する前に改めて内容を確認する必要があります。

恒久的施設について(該当した場合の影響)

- 租税協定締約国の企業の台湾における事業所得は、原則として締約国の税務当局が課税権を有します。しかし、当該サービスが台湾において恒久的施設を構成すると判定された場合、恒久的施設に帰属する利益については台湾が課税権を有します。
- 恒久的施設に帰属する利益は、独立した企業として同一取引を行ったときに得られるであろう合理的な利益水準を基準として算定されます。
- 実務上、恒久的施設に帰属する利益の算定は争点となることが多く、かつ複雑となる傾向にあります。そのため、恒久的施設に該当する場合、本税制優遇の適用申請はより困難となり、その実益も低下することになります。
- したがって、一度恒久的施設に認定されると、本税制優遇の適用申請のハードルが高くなります。一方、租税協定においては、以下の項目は恒久的施設の対象から除外されています。
 1. 企業に属する物品または商品の保管、展示または引き渡しのためにのみ施設を使用すること。
 2. 企業に属する物品または商品の在庫を保管、展示または引き渡しのためにのみ保有すること。
 3. 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 4. 企業のために物品もしくは商品を購入し、または情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 5. 企業のためにその他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 6. 前5号のいずれかに規定した活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組み合わせによる活動の全体が準備的または補助的な性格のものである場合に限る。

租税協定の締結国の検索

- 台湾と租税協定を締結している国については、財政部のウェブサイトに掲載されている「台湾租税協定一覧表」より確認することができます。

租税協定における事業所得免税の実務と留意点



租税協定における事業所得免税はどのような場合に適用されるか(続)

申請期限

- 原則として、契約締結後に申請することが可能です。申請期限については、適用される租税協定の審査準則第34条に基づき、所得税法の規定により申告・納税を行った場合は、納付日から起算して10年以内とされています。

受理機関

- 源泉税額が発生していない場合、各管轄の国税局に対して租税協定の適用を申請します。
- 源泉税額を納税済の場合、まず各管轄の国税局に対して租税協定の適用を申請します。承認を取得した後、当初源泉徴収申告を受理した徴税機関、または源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局に対して、適用対象となる取引について過納付税額の還付申請を行います。

必要書類

- 外国営利事業者による租税協定における事業所得の免税適用の申請書
- 締結国の税務機関が発行した当該年度の居住者証明
- 台湾内に恒久的施設を有しないことを証明する書類、あるいは
- 台湾内の恒久的施設を通じて事業を行っていないことを証明する書類
- 締結済みで効力を有する契約書の写し
- 授權書の原本(申請者が代理人に申請代行を委託した場合)
- サービスの業務フローの説明及びサービス提供の事実を証明する資料(提出することで審査が迅速化されます)
- 受益者に関する具体的な証拠資料がある場合は、提出することで審査が迅速化されます
- 当該サービス契約が初回申請ではない場合、前回の申請承認記録を添付することで審査が迅速化されます



事業所得免税の適用が認められない事例

- 受理機関は、申請受理後に申請対象となる契約内容に基づき、租税協定における事業所得免税の適用可否を判断します。適用が認められない一般的な事例について、以下に説明します。

ロイヤリティの性質に該当する場合

- 特定の権利または使用権を取得することを目的とする契約は、ロイヤリティの性質を有するものとされ、ロイヤリティについては租税協定において別途規定が設けられているため、原則として事業所得免税の適用対象から除外されます。代表的なロイヤリティの種類は以下の通りです。
 1. コンピュータソフトウェアに関連する技術サポートサービスについては、契約内容、対価、取引の性質がソフトウェアの使用権に係るロイヤリティを含むかどうかを判断する必要があります。
 2. 販売数量や一定の割合に基づいて対価が算定されるサービスについては、ロイヤリティにおいて一般的に見られる計算方法であるため、当該サービスがロイヤリティと解釈される可能性がないかについて検討が必要となります。



留意点:

契約がロイヤリティの性質を有すると判断された場合は、「所得税法第25条第1項」及び「源泉所得認定原則第15の1」等に基づく租税上の優遇措置について、併せて適用を受けることができなくなります。

租税協定における事業所得免税の実務と留意点

契約上のサービス提供者と実際のサービス提供者が不一致

- 契約上のサービス提供者と、実際にサービスを提供している会社が異なる場合には、租税協定に基づく関連規定の適用が認められない可能性があります。
- 事例として、台湾と租税協定を締結している国にグループ本社が所在し、本社が顧客と直接交渉の上でサービス契約を締結した後、その業務を他国に所在するグループ会社へ再委託し、実際のサービス提供を行わせるという形態が挙げられます。
- この場合、実際にサービスを提供し、かつ所得が生じている会社は、租税協定の適用を申請した会社ではありません。実際にサービスを提供した会社が締結国の会社である場合、当該会社の名義で再申請するか、他のサポート書類を提供するように国税局から要請される可能性があります。なお、締結国の会社ではない場合は、関連する税制優遇は適用されません。

恒久的施設を通じてサービスを提供する場合

- 締結国の会社が台湾に恒久的施設を設けて関連サービスを提供する場合、租税協定における事業所得免税の適用申請の全部または一部が否認される可能性が高くなります。



台湾境外の事業者への支払いに関する税制優遇の比較

項目	租税協定 事業所得免税	所得税法第25条の1	源泉所得認定原則 第15の1
適用条件	サービス提供側の所在地の国が台湾と租税協定を締結していること	1.対象事業:国際運輸業務、機械装置のリース、建築請負工事、技術サービスの提供 2.原価費用の配賦計算が困難であること	外国企業が獲得する対価が役務報酬または事業所得であること
税制優遇の効果	事業所得の免税	国際運輸業務は売上収益の10%、それ以外の業務は売上収益の15%を事業所得額として、20%で源泉徴収	同業利益率及び貢献度により営業利益を計算し、20%で源泉徴収
サービス対価が100台湾元、源泉徴収税額が20台湾元である場合で、各税制優遇を適用する場合の源泉徴収税額	0台湾元	$100 \times 15\%$ (規定の純利益率) $\times 20\%$ (税率) = 3台湾元	$100 \times 100\%$ (国内での貢献度) $\times 21\%$ (みなし同業利益率) $\times 20\%$ (税率) = 4.2台湾元
メリット(相対比較)	税制優遇効果が最も高い	税制優遇効果が二番目に高い	1.適用範囲が最も広い 2.一定の節税効果あり 3.源泉徴収義務者が申告することが可能
デメリット(相対比較)	1.最も厳しく審査される 2.台湾と協定を締結した国との取引に限定 3.恒久的施設に関して考慮事項がある	1.すべてのサービスが適用対象となるわけではない 2.中国大陸地域の企業との取引は適用不可	1.実務上、貢献度の主張が困難 2.契約対価の支払前に申請し、承認を取得する必要がある

租税協定における事業所得免税の実務と留意点



台湾境外の事業者への支払いに関する税制優遇の比較(続)

- 比較表のとおり、台湾境外の事業者に支払うサービス対価の多くについては、源泉税額の税制優遇を適用できる可能性があり、かつ高い税制優遇効果を有していることが分かります。
- 台湾境内の会社が実質的に税負担者となっている場合や、当該取引がグループ内の関係者間取引である場合には、利用可能な税制優遇措置を検討することが有用です。
- 適用を検討する税制優遇措置の選択にあたっては、必ずしも節税効果の大小のみを基準とするものではなく、サービスの性質、ロイヤリティ、恒久的施設として認定されるリスクなどを考慮する必要があります。
- 自社の契約がいずれの制度の適用対象となるか判断が難しい場合は、ご遠慮なく当事務所までご相談ください。



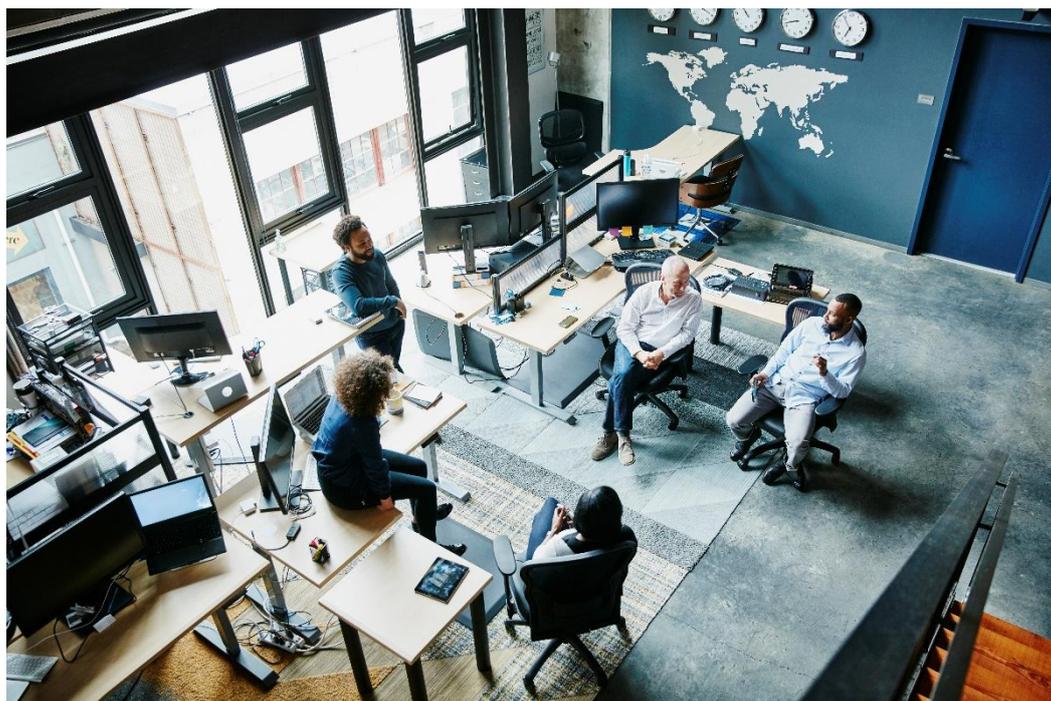
源泉所得認定原則第15の1及び所得税法第25条第1項については、以下をご参照ください。なお、バックナンバーの購読方法については、次ページをご参照ください。

- 源泉所得認定原則第15の1

EY JBS NEWSLETTER 2023年10月号「クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～」

- 所得税法第25条第1項

EY JBS NEWSLETTER 2023年12月号「所得税法第25条第1項の適用と検討」



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

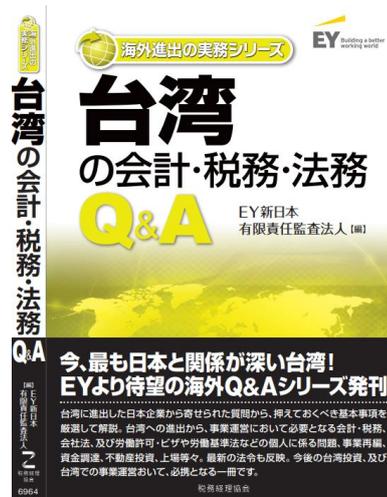
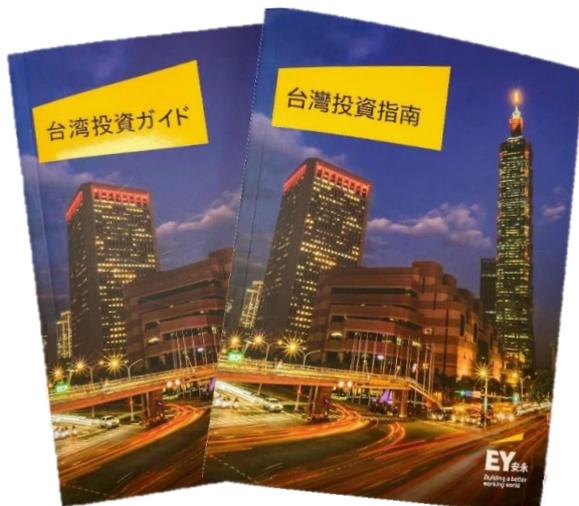
発行月	タイトル
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
Yishian.Lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
Anna.Tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
Richard.Yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
Jimmy.HW.Sun@tw.ey.com

吳文實 執業會計師
07 9688 8990
Ben.Wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009133
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

